



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	カール・レンナー著『諸民族の自治権』1918年(2)
Author(s)	田口, 晃; TAGUCHI, Akira; 福田, 宏 他
Citation	北大法学論集, 53(3), 131-167
Issue Date	2002-09-25
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15151">https://hdl.handle.net/2115/15151</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	53(3)_p131-167.pdf



## カール・レンナー著『諸民族の自治権』一九一八年（二）

福田 田口 晃 宏 訳

「第三章「民族」においては、まず最初に、民族が絶対的な存在ではなく、歴史的に変化してきたものであることが確認され（第二二節）、フランス革命以降の民族理念の変遷が概観される（第二三節）。そして、帝国主義に基づく民族国家（*Nation*

*nationale*）の追究は、民族による民族の支配を生み出すものとして否定され、すべての民族が自治権・自決権（*Selbstbestimmungsrecht*）——主権（*Souveränität*）ではない——を有するインターナショナルな共同体、すなわち多民族連邦国家を形成

することこそが肝要であると主張される。

では、各民族の平等を保証する形でオーストリアを連邦国家に再編するためには、いかなる法的枠組みが必要であろうか？

この点を考察するために、第二四節では、既存の諸団体、すなわち基礎自治体、県、領邦といった領域団体や商業会議所、協同組合、教会といった人的団体が比較検討され、次いで第二五節では、民族をどのような団体として位置づけるべきかについて説明されている。そして本号において訳出する第二六節以下では、民族を公法団体として規定するための具体的な考察が行われている。

なお、第三章の目次は以下のとおりである。』

### 第三章 民族

#### 第三章ノ一 民族理念

#### 第二二節 民族理念の内容

#### 第二三節 民族理念の発展段階

#### 第三章ノ二 法的存在としての民族——民族の区分

#### 第二四節 国家による一般的な社会の編成

#### 第二五節 民族を単位とする区分について

——民族理念と国家目的

### 第三章ノ三 法的存在としての民族

——国家における民族の位置

#### 第二六節 個人の権利

#### 第二七節 民族全体の権利

#### 第二八節 国家における民族の法的地位

#### 第二九節 民族の自由

#### 第三〇節 民族の統一性

#### 第三一節 民族が持つ権利の内容

#### 第三二節 諸民族の平等と多民族連邦国家

### 第三章 民族

#### 第三章ノ三 法的存在としての民族

——国家における民族の位置

#### 第二六節 個人の権利

属人原理は、各民族集団間に境界を引き、国家から民族を切り離すことよって民族を純粋に私的な人間集団 (Personalbestand) として捉える。だが、民族は純粋な意味での事実上の社会的形成物というだけのものではない。民族は、国家にお

いて法的形成物となり、それによって民族同胞の個々人や民族それ自体に法的地位を与えるという公準が実現される。

オーストリアにおける諸民族の法的地位について議論が行われる時、どんなに對立している論敵の間でも一致する意見が存在することに気づく。「我々の誰もが諸民族の平等を、ただそれだけを欲しているのだ！」こうしたスローガンは、本当に実現される条文なのか、それとも単に無邪気な希望にすぎないのかが問われないまま、最初から法律に盛り込まれることになった。集権化か連邦化か、歴史的領邦の自治か民族定住地域の自治か、といった点がいつも問題となることから分かるように、規定の取り決めが法律やその規則に基づいてなされねばならないため、民族問題を考える際には、まず法技術上の問題を考慮しなければならぬ。つまり、誰にその権利が与えられるのか、どのような権利が与えられるのか、権利の侵害に対してどのような制裁を行うのか、権利の不可侵性をどのようにして確実に保証するのか、といった問題である。純粹に外面的で法技術的なものとはいえず、こうした前提条件を欠いた条文は全く効力を持たないのである。民族法が、民族同胞の個々人の権利並びに民族それ自体としての権利だけを対象にしうることは明らかである。まず最初に、前者の権利について述べることにしよう。

我々は、権利主体の確定という法技術上の最初の問題において、早くもさまざまな法的手段が考えられることに気づく。その中から、一つを選び出さねばならない。民族帰属を把握する方法はさまざまな学問において議論の対象となっており、とりわけ、統計学においては困難な課題の一つとして扱われている。この点では、特に一八七四年「一八七二年の誤りと思われる——訳者」に開催されたサンクトペテルブルク国際統計学会における協議が重要であり、そこで提出されたフィツカーとケーレティの論文を見しておく必要がある<sup>[1]</sup>。それによると、個人の民族性 (Nationalität) を判断する指標として、1. 民族上 (ethnologische) のメルクマール、2. 母語 (Muttersprache)、3. 日常語 (Umgangssprache) (話されている言語 langue parlée) の三つが挙げられる。この会議においては、民族帰属を統計的に把握する目的にかなっているという理由で「日常語」が採用された。

だが、民族問題を国法上の措置によって解決しようとする立場にとつては、これらの三つのメルクマールはいずれも十分ではない。結論そのものを引き出す前に、宗派間関係とのアナロジーを通して実情をより具体的に見ていくことにしよう。

何百年の間、現在における民族闘争と非常によく似た形で

続いてきた宗派間の対立は、近代的な法治国家において平和的な状態とまではいえなくとも、少なくとも法的な妥協を達成することには成功した。現在では、複数の宗派が、基礎自治体、郡、領邦のそれぞれで各自の自治を行いつつ、ほとんど摩擦を起すことなく共存している。宗教と民族はその営みと権利において内容が根本的に異なっているものの、宗派と宗派との関係、並びに教会と国家との関係を規定する形式的な法区分——本書では、この点についてしか考慮していない——は、民族問題を考えるうえで、の意義深いアナロジーを提示している。

宗派への所属はどのようにして規定されているのだろうか？ それぞれの宗派には、個人が所属している宗派を変更不可能なものとして扱おうとする傾向がある。宗派の教義に従って行われる洗礼や割礼といったものが、消すことのできない指標を我々に刻印する。宗教が国家生活においても自ら意思決定を行うおうとすれば、宗教は恒常的な意見対立や闘争の源泉となる。歴史的・経済的に共存を余儀なくされてきた複数の宗派の間だけで争われてきた争点については、世俗共同体としての国家は介入できない。国家は、個々人の意思の自由な表明を重要視しており、宗教の領域で法（権利）を生み出すような行為を非宗教的な個人の自由意思に委ねている。大人の場合には自らが属

する宗派を法律上自由に選択できるのに対し、子供の場合にはその親が決定することになるのであり、結果が宗教監督官の前で表明されれば国家にとってはそれで十分だし、正当なのだ。

共通意思 (Gemeinwille) としての法秩序においては、いかなる時においても個々人の意思が尊重される。法人や個人の意思の表明が、法的生活の核心なのである。全ての法的関係は、意思の表明を通して決定される。法益 (Rechtsgut)、すなわち物質的・精神的な利益は、諸個人の意思の内容として現れる。法律は、命令行為の際には、土地や建物とは無関係である。法律はただ人間の意思だけを対象としているのであり、それ以外のものを対象とすることはできない。民族の所属についても、当該の権限を持った役所に対して行われる個人の自由な申告・表明 (Nationalitätserklärung) によってのみ決定される。このような個人の自決権 (Selbstbestimmungsrecht) は、民族の自決権と対をなすものである。祖先から受け継いだ民族を捨てて別の民族に所属することになった人間は、改宗をした人間が他の信者から腹立たしく思われるのと全く同様に、民族の純血を守ろうとする者 (Rassennationalen) から腹立たしく思われるかもしれない。しかしながら、そのような鞍替えに対する評価・判断は民族のモラルの問題であって国法の問題ではない。



であること、といったものと同じように個人の法的地位を決定するうえで意味を持ち、民族に所属することによって権利主体としての地位が与えられる、ということである。以下、権利の重要な部分について概観しよう。

一、民族に所属するということは、文化的成果を享受する権利の獲得と、負担を共に担うという義務の付与を、つまり、自分の民族についての請求権と義務を得るということを意味する。ブルジョア政党は、民族問題を国家と民族、並びに民族と民族の關係に関わるものとしか見ていない。彼らにとつての争点は、何よりもまず自民族が国家官僚の椅子をどれだけ確保できるか、というものである。この争点は広汎な大衆の関心をほとんど呼び起こしていない。それに対し、労働市場の需給法則に従つて聖ヴァーツラフ王冠の諸領邦「チェコ諸領邦」の外へと出てしまつたチェコ人労働者——彼等の数は決して少なくない——にとつては、チェコ人の為の教育協会を設立し自民族のための法的保護を促進することが、非常に高い重要性を持つている。また、ガリツィアの大都市に駐屯しているドイツ人の将校にとつても、自分が民族に対する義務を果たしている以上、自分の子供にドイツ語による学校教育を受けさせるようドイツ民族に要求できるということが重要な意味を持つていよう。自民族

に対しても権利と義務というものが存在するのだ！

二、民族の権利が侵害されたとき、あるいは、民族上の動機によつて個々人の法益が迫害を受けたり損害を被つたりした場合には、相手方の民族の個人を訴えたり、相手方の民族そのものを一つの団体として訴えたりする資格が与えられねばならぬ。チェコ人に略奪されたドイツ人やドイツ人に略奪されたチェコ人は、責任を負うべき個人を特定できない時には、相手の民族そのものに対する代理提訴 (Erganzung) を行うことができるようにするのである。外交上の補償しか得られないオーストリア在住イギリス人よりオーストリアに住むオーストリア人への保護を優先すべきだと考えられるからである。

三、民族の側に留保されている権利領域に国家が侵入することを防ぐために、国家に対抗して自らの権利を守る正当な資格が民族に与えられる。

以上の考察において、個人権としての民族の権利の内容が示唆された。そこでは純粹に法技術的な問題から生じる、権利主体の観点が図式的に展開されただけである。しかし、民族闘争の代わりには法的な關係を導出し、民族問題を法律によつて規定するためには、権利主体を法的な指標によつてはつきりと規定せねばならないことは明らかだ。こうした主体としての個々人

の公的権利を誰に与えるか、という資格要件 (Statusqualität) の問題は、法的な解決を行ううえで不可欠となる前提条件なのである。したがって、既存の台帳を利用して民族申告 (Bevölkerung) を行うのか、それとも、固有の民族台帳、例えば、民族の存続にとつて主要な制度である学校の児童台帳を利用すべきかどうかという問いに対しては、どちらが目的に適っているかという基準から判断できる。

つまり、民族帰属の自由な申告と国家によって作成される民族台帳は、民族問題の解決に役立つ必要な法的措置なのである。私やヘルマン・フォン・ヘルンリット<sup>[2]</sup>が主張する民族台帳の考え方に反対する者もいる。民族帰属を台帳で固定することによって、移住者の言語多数派への同化 (Angleichung) が妨げられ、領域における言語の単一化への有用な移行が困難になる、さらに、そうしたシステムが数多くの妨害策を誘発する、と彼らは主張する。我々が唱える民族帰属の申告が単なる示威活動 (Demonstration) にすぎないとすれば、こうした批判はすべて当たっている。だが、民族帰属の申告は権利と義務を生み出す行為なのである。これによって、父親は自分の子供を民族学校に行かせ、その費用を負担する義務を負うことになる。これによって、国家から権利を得る際の言語を彼自らが決定すること

になる。そして彼は、自分が住む地域の多数派民族に所属するすべての福祉制度から離脱し遠く離れることになった場合でも、自民族による援助を得る権利を獲得する。民族の自立的な生活が充実すればするほど、父親とその子供が国家における自らの地位と意義を決定するために行う申告はますます重要となろう。民族の自立的な生活によって、妨害を目的とした権限の行使はなくなってしまう。そして、最も重要なことは、これが民族的なプロバガンダを完全に的外れなものにしてしまう点である。

今日においては、人々はいとも簡単に民族的扇動に突き動かされてしまうのだ！ 鉄拳とほら吹きが諸民族を導いているのだ。個人的には他の民族の間であつてもお互いに必要としており、恐らくは何らかのつながりを持っているにもかかわらず、民族主義者たちは無責任にも他の民族を「敵」と呼び、興奮しやすい群衆を駆り立てている。今日では、民族文化の活動は扇動的な集会演説の中でしか見いだすことができない。集会が終われば、人々は民族というライオンの皮を脱ぎ、再び「隣人」に戻るのである。人々は非常に安易に政治を行っているのだ。民族帰属の申告は、日曜日を使うビールジョッキのような祝日の楽しみごとではなく、法制度であり、権利義務を生み出すものであるから、その申告は、真摯な思考を促進し、さらに

は、流動的で分散している人びとを統合する力を獲得し、民族文化における真の活動を実現するはずである。諸君の民族教育、生活保護、慈善活動、経済的・精神的進歩を実現すればするほど、この制度はそれだけ確実な支持者を獲得し、より大きな発展力を持つようになるであろう。法というものは、言い争いの代わりに平和的な、かつ持続的な競争心をもたらすという恵みをいつも国家に与えてくれる。法は、民族問題においてもそういった自らの使命に忠実であり続けるであろう。

ヘルンリットが民族所屬の申告に重要な法的効果を結び付けていないところを見ると、いつでも自分の好みに合わせて民族の所屬を変更できるという自由に対して彼は懐疑的であるようだ。その代わりに、彼は、国勢調査と共に十年毎に行われる徴兵検査の利用を提案している。この提案によれば、一度調査が行われるとその次の調査が行われるまでの十年間は、民族所屬の申告が拘束力を持ち、変更することができないことになる。筆者もまた、ころころと変わりやすい結果を生み出すような法機構については同意することができない。こうした個人の民族自治に反対するのであれば、明示的な民族所屬の申告の代わりに、黙示的な申告によって個々人の民族自治を実現する方が得策であろう。例えば、定住地の選択の仕方や民族学校への子供

の登録、完全な単一言語地域における居住権の獲得などから推定することによって、民族所屬の申告が行われたと判断する法的システムである。では、何のためにこうした条項が必要なのだろうか？ これらは、当の個人が民族所屬を選択する際に働く動機——それも一つ一つの動機——に常に関わっている。

こうした動機は真剣な決定の際、常に事実上作用している。自分の子供をチェコ語の学校に行かせることによって、子供たちにとつては故郷であるウィーンでの出世を難しくしようとするチェコ人の親がウィーンには千人しかいないとは信じられないかもしれない。しかし実際のところは、家族とともにボヘミアやモラヴィアに帰ることを予定している者だけが、チェコ語の学校に子供を行かせようとしており、またそれは当然のことなのである。ショーヴィニズムは無責任なスローガンが支配する場所ではか成長しないのであり、子供たちの幸せや悲しみが真剣に考えられている場所では育たないのである。故に、大人の移民が民族の権利を獲得するために自らの民族所屬を申告する一方、その子供については当地の優勢多数派の民族として成長することを期待することは理にかなっている。特に、チェコ人、ポーランド人、スロヴェニア人、イタリア人といった少数派がお互いにドイツ語で意志疎通をはからねばならないウィーンに

においては、民族的な懸念は幽霊に対する恐怖のように空虚なものでしかない。

とはいえ、少数派が自らの手で学校の二言語制を実現できれば、国家にとつての真の幸福がもたらされることになる。ドイツ語以外の言語で教えるギムナジウムがウィーンに設けられたときに、厳格な民族的な動機ではなく、子供たちの出世の可能性をより確実にするという動機から、一人の子供をチェコ語のギムナジウムに、もう一人の子供をポーランド語のギムナジウムに行かせるドイツ人の親が出てきて欲しいものだ！ 単一言語制に固執すれば、まさにドイツ人こそ誤って自らを傷つけることになる。民族意識の活発化に伴う言語数の増加によって非ドイツ化 (Entnationalisierung) が生じることについては、今日では恐れる必要がない。オーストリアの諸民族 (Völker) をそれぞれの母語で統治することを厭わなければ、ドイツ人はもつと長くオーストリア全体を支配する (Beherrschen) ことができるであろう。

民族所屬の表明と民族台帳とは、原子論的見解を信奉し、個人を主体とする基本権のみによつて民族を捉えようとする者にも役立つ法的措置である。

本書の第一版が出た後に、不十分ではあるが、モラヴィアの

アウスグライヒ<sup>[3]</sup>において民族台帳が実現された。同様に、ボスニア・ヘルツェゴヴィナにおいてもこうした民族台帳が体制を支える柱となっている。ただし、両者共に、民族ごとの選挙人名簿を作成する際にしか民族台帳が利用されていない。これらの民族台帳は、その他のすべての公的生活においては意味を持っておらず、それ故に容易に悪用される可能性もある。

## 第二七節 民族全体の権利

立法者が法規範を定める場合に、とりわけ、その規範を社会的駆動装置に有効に組み込もうとすると必ず直面する、権利主体、法の内容、法的制裁に関する問題は、民族全体やその有機的部分についても当てはまる。こうした主要な問題について明らかにしなければ、民族法について語ることはできない。というのも、種族が集団として一つのまとまりを持っており、また、多民族国家においてはそのようなものとして扱われねばならないという事実を避けて通ることはできないし、それを厄介払いし続けるわけにはいかないからである。すでに述べたように、諸民族の平等は純粹に消極的な原理ではない。すべての純粹な精神は純粹に等しいという保証によつては純粹な精神の本質

を知ることができないのと同じように、消極的原理では民族が持つ権利の性質についても知ることはできない。自明なことは、民族の権利というのは、文字どおり、民族それ自身が持つ権利でしかありえないということである。だが、この自明なことが我々の下ではまったく自明なものとはなっていない。民族理念を主張する者たちは、五十年間、「歴史的諸領邦」という無意味な権利を求めて驚くほど辛抱強く戦っているのである。

民族の代わりに歴史的領邦を争点の中心に据えると、民族問題の解決が不可能になることは明白である。歴史的諸領邦の自治が確実に民族間の平和をもたらすという点はまだ証明されていないのである。それが証明されない限りは、民族問題の代わりに国家行政や地方行政について多少の分権化を行ったり、連邦主義的な逃げ道や代用品(この点については後述する)を据えたりすることはできない。理論的な考察においては、考察対象を間違えることは許されない。民族が、争いあう政党でも政治的な乱暴者でもなく、重要かつ平和指向的な法的要素であるとするれば、法的生活における全ての創造物と同様、民族は人格として生み出されねばならない。

民族に対して国家行政の一定の権限領域(rechtliche Ingerenz)を配分し、それを言語法によって根拠付け、保証する必要性を

政治家が感じとったとしても、そうした法律の技術的な前提条件についてはまだ明確ではない。そこで以下、それについてもと詳細に検討することにしよう。

まず、国家の規範には二つの形態がある。その一つは、公民(Staatsbürger)の義務と権利を根拠付けるものである。この意味における公民として、まず自然人が、次いで複数の個人による集団(Personenvereine)が該当する。

しかし、諸個人からなる社会的集団のすべてが容易に権利と義務の主体となりうるわけではない。というのも、一つの非組織的大衆や単なる人間の集まり(Menschenhaufen)では持続的・継続的意思を持つことができず、法的生活において持続的に重要な行為を行うことができないために、規範にとって把握可能な形成物にはならないからである。故に、人間集団(Personenmehrheiten)は組織化され、法秩序の中で行為能力(Fähigkeit)を持ち、法的主体として存在するべく編成されねばならない。そうした形成物は、周知のように法人(Juristische Personen)<sup>(1)</sup>と呼ばれる。また、これは広い意味での公民(Staatsbürger)である。その公民に権利と義務を割り振る規範は、厳密には法律(Gesetze)<sup>(2)</sup>と、いう言葉で表される。二つめの規範は、直接的には公民に全く関わらない。これは、国家机关に委任や代理

権を与えるものとして官庁組織の内部に関わりを持つ。こうした権能の付与や委任の総計が国家機関の権限を構成する。そうした種類の規範は、厳密には行政上の法令（Verordnungen）<sup>(3)</sup>と呼ばれる。

したがって、内容上区別される言語法と言語令との相違は以下の点に存在することが分かる。言語法は、公民自身に民族としての権利を与え、民族としての義務を課すのに対し、言語令は、官庁に何を行い、何をさせるかを指示するだけである。だから、法律は人民（Volk）それ自体を対象とするのに対し、法令は言語問題を役所内部の問題としてしまうのである。民族間の争い事のすべてが人民や諸民族それ自体には関係がないという考え方は、言語令の実現だけで満足する人の考え方である。ゆえに、当然のことながら言語法の推進に夢中になっている読者は、早々と勝利感に浸ることはできない。というのも、法律と法令という二つの言葉の違いを考慮すれば、行政ではなく議會が争い事に決着を付けねばならないことが分かるからである。ところが、この場合においても、形式的な意味での法律だけを求めているのであり、本来必要となるはずの内容上の意味における法律を求めることにはなっていない。

帝国議会において、ドイツ人がスラヴ人に譲歩し、権利を与

えるほど情け深くなつたと仮定してみよう。そうすれば、ドイツ人はスラヴ人に役立つような贈り物を喜んでするのだろうか？そして、贈り物を受け取ったチェコ人は、それを自らの民族（Volk）にとつて役立つものとみなして喜んで受け取るのであろうか？たとえそうであるとしても、そのような贈与物をプラハやレンベルク「現ウクライナのリヴォフ」の総督ではなく民族や民族同胞が相続することはできるのであろうか？否、法律家が説明するように、現時点においては、民族は相続することができない。というのも、民族はいまだ決して権利誕生の途上にいるわけではなく、まだ胎児にすらなっていないからである。遺産は国庫に、つまり、いつでも総督に帰することになる。だから、民族を権利主体として確定させなければ、帝国議会においていくら譲歩を勝ち取ったところで意味を持たないのだ。

例えをやめて、単刀直入に我々が考えていることを説明することにしよう。言語令が立法の形で実現され、それに「言語法」のラベルが貼られれば人は安心するものである。だが、こうした「法律」の決定事項が法律用語から具体的なドイツ語に移されたときに、その内容は以下のようになる。総督と総督の提案を処理する大臣は、ドイツ語地域にはドイツ語ができる官吏を、

チェコ語地域にはチェコ語ができる官吏を、混住地域には両方の言語ができる官吏を任命しなければならない。これ自体はすばらしい規定である。ところが、事態をもう少し見ていかなければ、本当の所は見えてこない。仮に、偶然にも——偶然以外の何者でもない——ドイツ人に有利な体制を獲得したと仮定してみよう。総督は立憲的であり、チェコ語地域についてはチェコ語が「水の流れるがごとく」使える者を、ただし、ドイツ人を任命するのである。ドイツ人にチェコ語を修得することを禁じることができらうか？ 次に、スラヴ人に有利な風が吹いたとしよう。総督が封建貴族で、ドイツ語地域においてドイツ語ができるチェコ人を任命するのである。チェコ人にドイツ語の習得を禁じることができないであろう。これも、我々は「言語法」を獲得したと言えるのか？ 我々は民族間の平和を実現したと言えるのか？ 否、以前と同じように我々は騒動を経験することにならう。どこに我々は訴えるべきなのか？ 帝国裁判所か？ 行政裁判所なのか？ だが、我々は個人としても、民族としても権利主体にはなっていない。官庁は委任された事務と権限を持っているものの、ドイツ人としての、あるいはチェコ人としての法的な身分資格はまったく確定されていないのだ！ 行政権の濫用に対しては、救済 (Remedy)、つ

まり、大臣の議会に対する責任に訴えるしか方法がない。故に、議会の中に解決の手段は存在する！ だが、我々はそもそも多数派となることができない。というのは、多数派を持っていないからではなくて、反対派が多数派を握っているからなのである。そして、反対派は神聖なる権利の名において我々を侮辱し、罷免された大臣は煉獄の火で浄化されて再び罪のない天使として現れる。議会にはただ妨害しか存在せず、同じことが繰り返されているのだ。

思えば、何という馬鹿げたことだろう。

ここにこうしたまま、俺はちっとも賢くなっていない。<sup>[4]</sup>

法律を制定することは容易いが、それを法律として機能させることは難しい。そう、そこが第一の問題なのだ。民族のための法律を創るためには、まず民族というものを創り出さねばならない。それは困難で苦渋に満ちた道のりなので、我々は歴史的に継承してきた諸領邦——もちろん、これはマリア・テレジアの不注意によって引き起こされた不幸な過ちである——を、民族権の担い手として利用し、民族と誤認されてしまった老衰したロバの背である領邦に当然のごとく過大な負担をかけ

てきたのである。なんと破滅的な安楽さではないか！ この安楽さは帝国の平和を犠牲にして成り立ってきたのである。

我々は官庁の法（Amtsrecht）だけを例として取り上げた。

後に、個々の民族の法機構を取り上げる中で、法の担い手とその保障の問題がどれ程重要なかを見ることにしよう。民族に法的地位を与える確固たる目的は——この点についてはいくら強調してもしすぎることはない——民族間の戦争状態を法律が機能する状態へと変えることにある。そのためには、司法上の保障のない法的地位の付与では不十分である。議会における不平や闘争は、裁判所における提訴と訴訟、とりわけ憲法裁判所における提訴と訴訟に代わられる必要がある。当初から内容豊かな条文を想定しながらも、オーストリア政治のぬるま湯的などころや創造力のなさを意識するあまり、有機的な国家制度を創設することなしに問題を解決しようとする者にとっては、こうした点を厳然たる真実として受け入れる必要がある。ここでは、有機的な国家制度を求めなければならぬ。平和というものは、楽園の花のようにたった一日で育つものではない。もし、諸君が平和を欲しているならば、時間をかけてそれを獲得する努力をしなければならぬ。しかし、諸君がその課題を果たす力を持たないのであれば、残念ながらいかなる

決意も失敗に終わるであろう！ 民族の法制度化なしには、民族の権利を生みだし、混乱を終わらせることは法技術的にはそもそも不可能である。個々人に、そして民族それ自体に権利を与えないような種類の民族法は、その名前に値しないし、あるべきはずの効果をもたらすことができないのだ。

民族を法人として、とりわけ公法上のまとまりを持った団体として規定することは、民族間関係を規定する上での前提条件であり、有機論的見解にとつての主要な公準である。

しかしながら、民族の法制度化が困難であることは容易に理解できるであろう。その困難さというのは、まさに我々の国家制度の中に存在する。何か容易な解決法があると誰が信じているのだろうか？<sup>[5]</sup> 解決方法というのは、ユートピア的ではあり得ない。チェコ国権論やリンツ綱領<sup>[6]</sup>で端的に示されたドイツ国権論は、言うまでもなく民族問題を解決するものではなく恒久化させるものであり、とんでもないユートピアである。というのも、これらの国権は周知のように非現実的な過去のユートピアを常に指向しているからである。

## 第二八節 国家に対する民族の法的地位

法的に事実上確定されていない存在から公法上の法的主体として、民事上・国家上の法的生活に組み入れられるならば、諸民族は無数の諸関係において法的領域で活動する人格へと直ちに移行する。同じ民族の者同士や他の民族との友好的・敵対的關係、基礎自治体や諸領邦との関係が存在することから、最終的には、自らの存在を国家に通告し、国家と対峙するために、そうした関係を皇帝と国家に示さねばならない。新しく創られるこうした人格はすべて、一定の利益を実現するという明確な存在目的を持っていて、これらの新しい法人格は利益を持っているだけではなく、国家がそれらの人格の存在基盤を尊重するかどうかということに関心を持ち、またそうすることを国家に対して要求するのである。

民族と国家の法的関係を明らかにするためには、我々はまず、法が個人の利益を国家の全体意思にしていく上での手段と形式について述べねばならない。古典古代においては、觀念上、国家が個々人の関係や要求を全て包括しており、個人が国家に吸収される形となっていた。それは、原始集団や氏族組織が後世に残した影響であり、ここにおいては、個人の特性よりも血縁の方が強く感じられ、ゲンス「古代ローマの氏族」からの除外や国家からの追放が死を意味したのである。それに対し、近代

の人間は、数多くの諸関係において法的にも事実の上でも国家の外に位置している。個人が私的な生活の中で何をしようとせようと、それが世論にとつてはいつも無関係とはいえないかもしれないが、法や国家にとつては関わりのないことである。個人の道徳的な行状を見張る検閲官は存在しないし、平和時にはトガ「古代ローマの外衣」を着用し、戦時にはマントを着用するという制服規定が存在するわけでもない。特定の領域においては、個人は今日では法規定そのものによつて意図的に国家から自由になつていて、こうした国家から自由な領域の存在は極めて私的で純粹に個人的な利益の実現のために個人に認められている。また、今日、個々人の利益は、古代におけるほど単一的なものではなく、所有・労働の分業社会それ自体と同様に多様化している。法的領域や市民的領域の外に位置する純粹に人間的な生活領域に対しては、国家権力は足を踏み入れないのである。

個人は、絶対的な人間として国家から自由であり、公民ではない存在である一方、他方では、それとは異なる国家との関係を持つている。それは、国家構成員としての個人であり、権利と義務の担い手である。この場合、個人は人間であるというだけでなく法人でもある。人格は社会の創造物であり、法人格

は法による形成物である。ただし、国家構成員は法の下では、以下に見るとおり、二つの相反する役割を持っている。

まず、義務の担い手としての国家構成員は、国家臣民（Staatsuntertan）であり義務主体である。国家臣民という資格を通して、国家はその領域における居住者に対して国家としての妥当性を持つようになる。すなわち、命令や禁止を行い、国家の存続にとつて不可欠な奉仕を強制するのである。国家臣民という地位は、個々人を単なる国家の手段に変える。兵役義務や納税義務はその好例である。

それにもかかわらず、専制の下でさえ、国家構成員は税金を払うために国家の手段になっているだけでなく、国家機関の目的でもあり、その目的を決定する過程への参加者でもある。つまり、国家構成員は権利主体でもある。最も自由のない共同体においてさえ、国家構成員は「法の恩恵」と公共の設備とを享受している。この場合には、国家構成員は共同体意思への参画なしに共同体的の受益者となる。人間は、まさに国家機関の荷受け人であり、いわば国家機関の被後見人である。続いて、公民（Staatsbürgerschaft）の身分になると個人は国家に対する要求者として現れ、国家の諸制度を自らに役立たせるように要求する。専制の中においてさえ、個人は裁判所や官庁に提訴や

申請を行い、自ら個人の利益を実現する権利を持っている。国家臣民としての個人が、国家の利益に奉仕するとすれば、公民としての個人の利益に対しては国家が奉仕する。つまり、一方では個人は国家のために、他方では、国家が個人のために存在する（イエーリング）。

ただし、個人と国家がお互いに対峙しているだけではないため、こうした相互の関係だけで国家における営みの全てを語り尽くすことはできない。国家はその区域における諸個人の単なる総和以上の存在であるにしても、個々人の総体が国家を成しているのである。それぞれの個人が国家構成員を成すのであり、国家は市民（Bürger）の生活や努力の外側に形而上学的なものとして存在するわけではない。そして、国家総体の意思は、個人意思の単なる総和に留まらないにしても、全ての個人の意思であることに変わりはない。国家の意思を自らに役立つようにする権利に加えて、共に国家を形成する権利を持つことにより、国家構成員は国家構成要素、または国家機関の地位、もしくは能動的市民（Aktivbürger, Citoyen）と呼べるような地位を与えられているのである。能動的市民は、臣民のように共同体との関係において義務だけを持つわけでもないし、公民が持っているような権利にとどまるわけでもない。能動的市民は、国家の

代わりに意思を表明し、交渉する権限を持つという点で単純な国家構成員とは異なっているのである。この権限は単なる権利ではなく全権であり、単なる義務ではなく委任である。つまり、権利と義務を両方備えていると言える。この権限を公民的権利という概念に對置して個人の「政治的権利」と呼ぶのは正確ではない。なぜなら、この権限は常に義務の要素を含んでいるからである。

こうした基本概念の単純な取り違いのために、政治的論議においては数多くの概念の混乱が見られる。次の二九節で述べることになる自由と非自由の問題においては、特にその傾向が強い。「臣民状態 (Untertänigkeit)」に対する正当な戦いの下で、人びとは共同体の存続にとって不可欠であるはずの臣民の資格を拒否したのであった。国家構成員の市民的権利は公民の政治的権利と取り違えられ、機関としての権限は再び私的権利のように扱われることになった。我々の政治思想を整理するに当たっては、法技術的な措置を嚴格に把握することが重要なので、ここでは、法律家の命名法に従うことにしよう。国家における個人の役割と国家における個人の立場は、そうした命名法の下では、いわゆる地位 (Status) ということになる。今日における個人は、臣民 (Untertanschaft) の地位 (納税者として)、市

民 (Bürgerschaft) の地位 (裁判の提訴者として)、機関 (Organschaft) の地位 (選挙人として)、そして国家外部の存在としての地位 (思想には税金はかからない) を同時に持っている。最後の役割は国家からの自由を示すものであり、消極的な地位を意味している。それに対し、積極的な地位に属するのは、国家構成員 (Staatsangehörigkeit, civitas, Zivität) の役割、すなわち、機関の地位 (いわゆる能動的、あるいは政治的的市民 (Zivität)、市民 (Bürgerschaft) の地位 (積極的市民 positive Zivität)、臣民の地位 (受動的市民 passive Zivität) である。今日におけるこうした多元的な役割に対し、かつての役割は単一の世襲的な地位 || 身分 (身分制的「社会秩序」) に基づいていた。

基礎自治体 (Gemeinde)、組合 (Korporation)、協同組合 (Genossenschaft) といった集団もまた、国家においてこうした複数の役割を果たしている。これらの集団は、国家による援助や干渉なしに自らの利益を実現する限りにおいて国家から自由であり (独自の影響圏)、国家に対して奉仕の実行という義務を負っている限りにおいて国家臣民であり、権利能力を持ち裁判の当事者になれるという点において法人としての公民であり、官吏に任命される権利や選挙権によって国家意思の形成に

参加したり、委任された国家経営の実行に参加したりする限りにおいて国家機関である。個人と全ての社会的集団との間には、こうした基本的な法関係に違いは存在しない。

しかしながら、全ての集団が以上の四つの機能を同じように持っているわけではなく、機能の持ち方によりさまざまな種類の集団が生じることになる。まずは、国家からの自由を有しているにもかかわらず、法人格や政治的権利を持たない団体（Verband）がある。そのような団体としては、例えば特定の行政区における住民が挙げられる。官庁はこうした団体のために活動しており、それが業務の対象となっている。国家は管区の住民が持っている共通の利益を承認し、その利益を図るために国家機関を設立する。こうした団体それ自体は、自らの代表を持たず、自らの機関を持たぬ限り、団体としての権利と義務を持たない。この種の団体については、受動的公法団体（*passiv-staatsrechtliche Verbände*）と呼ばれることができる。

国家は団体に対して個別の権利、例えば、自治行政権を認めることができるし、課税台帳の作成を命じ、個別の課税割り当てを委ねることで団体に義務を課することもできる。もちろん、この場合、国家が個人から直接に税金を徴収することによって、個人を義務主体とすることもできたであろう。同じ様に、

かつての歴史的諸領邦にみられたように、集団総体に対して選挙権を与えるか、その代わりに団体構成員の一人一人に直接与えるのか、という点も国家の判断次第である。この種の団体については、能動的公法団体（*aktiv-staatsrechtliche Verbände*）と呼ぶことができる。

以上見てきたように、権利主体でありながら義務主体ではない団体、義務主体でありながら権利主体ではない団体、両方の役割を持っている団体の三種類が存在することになる。多くの団体は、歴史的諸領邦のように、国家意思の形成と実行に参加する国家機関であり、その他には、社交団体のような完全に国家から自由な団体もある。

それぞれの集団に四つのうちのどの機能（*Rückzicht*）が付与されるかは、国家の恣意によつてではなく集団の持っている利益の性質に応じて決定される。例えば、国家は経営者団体を決して国家機関にはせず、ただ産業行政の権限を与えるだけである。というのも、国家は労働者利益と経営者利益の双方に同じように配慮しなければならず、それ故、その利害が事業者利益だけと一致することは決してないからである。国家は経営者団体を国家から自由な存在として扱い、生産の組織化（カルテル）が公的利益に抵触しない限りは、それに干渉はしない。一

方、自治体利益 (Gemeindeinteresse) の大部分は国家利益でもあり、また実際に重なる限り、基礎自治体や行政区としての

地域 (Provinz) に対しては、国家機関として自治行政の権限を与えても良いことになる。全く同様に、若干の課題においては、国家は地域を国家機関としてみなしている。ただし、地域利益はしばしば国家利益と対立するため、多くの課題においては国家機関とみなすことはできない。国家利益に関係のない要件については、地域を国家から自由にし、完全に地域に任せることができる。信仰の領域において、宗教団体 (Religionsgesellschaften) を完全に国家から自由しておくことは、国家にとつて危険ではない。国家が調停できないような宗教上の対立

を国家外の生活領域におき、宗派間の闘争を自らにとつて無害なものにすることは賢明である。教会は全体としては国家臣民ではないが、個々の信徒は世俗領域においては国家臣民である。世俗世界においては、国家はあたかも団体が存在せず、個人のみが存在するかのようには教会を扱っている。宗派台帳の記載 (Markenführung) や婚姻の締結といった事項においてのみ、国家は教会を国家機関として扱っている。

だが、こうした例で見られるような社会集団の下では、公民か臣民かという単純な区別はさしたる重要性を持たない。社会

的集団にとつては、国家から自由であるか、それとも国家機関であるか、という点が重要なのである。

ある社会的集団が国家機関としての地位を獲得した場合、つまり、国家上の権限を管理するようになった場合には、その集団は国家と同等の立場でその管轄部分を担当することになる。

歴史においては、台帳を管理するだけの教会から支配者を追放して国家をも凌駕するような教会に至るまで、様々な形態の教会が存在したことから分かるように、権限の分割の仕方については多様な方法が可能である。国家機構としての社会的集団には、統一的な立法や行政の枠内で委任された権限 (自治行政 Selbstverwaltung) を持つ場合と、国家高権 (Hoheitsrecht) をすべて奪ってしまうだけの権限を持つ場合とがある。国家を構成する不可欠の指標とされる高権には、例えば、領域高権や財政高権などがある。そのような高権の一つがある団体に与えられたならば、その団体は明白に国家の性格を持つ国内国家となり、全体としては一つの複合国家となる。そして、抽象的には国家に帰属する諸機能は、国家全体と部分とに分配される。

中央国家は国民の共同体利益の一部しか実現せず、残りのものについての擁護は、部分国家に委ねることになる。これが、前に述べた利益分裂 (Interessenspaltung) の完全な形である。個々

人、例えば一人の男が精神面での向上と体力の向上を目指してそれぞれ学問的な団体とスポーツ協会の両方に同時に所属することから分かるように、個々の人間が複数の団体に所属することは動かしがたい事実である。分業化を伴う現代における強力な結社の動きが、さまざまな集団の必要性に応じたさまざまな自発的団体の出現を引き起こしている。

利益分裂が広範囲に進み、単一国家 (Einheitsstaat) が崩壊するのはいつであろうか？ 支配層の政治的賢明さを前提とすれば、国家からの分離と完全に新しい共同体の創設をもたらすほど利益分裂が進むことは稀である。どんな国家も台なしにならない限り、一様に特定の課題を引き受け、実現するものである。例えば、人間の安全と財産の保証、「安寧と秩序」は、全ての文明化された国家にとっての課題なのである。今日、世界国家の可能性が考えられるとすれば、その目標はあくまで「安寧と秩序」に制限され、それ以外の課題は世界国家からは完全に「自由な (staatlich)」構成諸国家に委ねられるであろう。全く同様に、国家の目標が諸民族共通の利益の実現に制限されている限り、オーストリアという全体国家 (Gesamtstaat) は、如何に困難であっても、可能であり正当化されるのである。イギリス、オーストラリア、カナダ、インドといった国々の間

で政治的統一性を形成することが可能なのだから、独立性を強めたハプスブルクの諸領邦が政治的統一性を形成することは不可能とはいえない。同じ王朝、言語、歴史を持つていたにもかかわらず、キューバは母国から独立した。それに対し、独立戦争を経て賢明になったイギリスは、人口のほぼ半数が強い自己意識を持ったフランス人であるにもかかわらず、カナダに対する支配を今日まで維持している。諸国家の営みにおいては、公的諸制度の英知と愚かさの決定的な要因となる。人間ではなく、諸機構がほとんどの国家の運命を決定するのである。国家における憲法上の制度が、社会的集団への権限の分配にとつてまず第一に必要なのである。だから、正しい分配が行われているかどうかで公的制度の賢明さが判断できるのである。

## 第二九節 民族の自由

過去半世紀にわたる資本主義的経済発展の中で、国家における個々人の法的地位だけでなく、民族の法的地位も変化してきた。一八四八年革命以前の三月前期においては、国家権力は絶対主義的な国家学説に基づいて「個人を」国家構成員（積極的市民）および臣民（受動的市民）としてだけ把握していた。

ウィーンの三月革命の後に、ようやく国家構成員は国家機関(能動的市民)にもなった。ただし、それは特権階層だけに限られており、能動的市民の地位がすべての成人に与えられたのは、最終的に一九〇七年の選挙制度改革<sup>エレクト</sup>においてであった。それと同じ時代に、諸民族は自らの経済の上昇を開始していた。諸民族は自らの中から、自立した農民や産業者(Bürgerschaft)を生みだし、独自の知識人や自由業の人びと、またそれと並んで大量の活動的プロレタリアートをも生み出したのである。諸民族が登り詰めたそれぞれの発展段階が、諸民族の国家への参加を拡大させ、帝国議会、領邦議会、基礎自治体における民族の影響力を増大させ、それと同時に官僚制度における自民族の官吏をも増加させたのである。

民族がこのようにして経済的に、あるいは文化的に獲得したものは、国家から独立して得た財産であるため、国家に対する彼らの取り分は「事実上」獲得されたものにすぎず、法的には全く保証されていない。これらは、その時々々の政党の権力によって保証されるものでしかないのである。それぞれの民族は、獲得したものを保持し、拡大するため自らの政治的権力集団に常に戦う用意をさせておかねばならない。というのも、それぞれの民族に対して適切な取り分が配分され、保証されるような

法秩序が存在しないためである。オーストリアの諸民族は、国家において明確に規定された法的地位を全く持っておらず、「秩序づけられていない社会(societas inordinata)」、つまり「無秩序な共同体」と法律家が呼ぶようなものをお互いの間で形成している。この共同体においては、全体としての法領域と個々のメンバーが持つ法領域とが区別されておらず、万人の万人に対する闘争の中でその度ごとに各人が我が物顔に用い、欲しいだけ所有する。オーストリアの内政において主たる課題となるのは以下の点である。単なる事実上の取り分を法的に規定された取り分とし、それによって対立の外に括りだすことは可能だろうか？ 我々を民族間の権力闘争から免れさせる法秩序はそもそも考えられ得るのであるか？

こうした議論の領域に入ると、直ちに一つの反論が生じるであろう。民族は自由であり、自決(Selbstbestimmung)の権利を持つているのに、民族それ自体とは異なる国家になぜ屈しなければならぬのか？ この反論においては、民族は上述の意味で絶対的に国家から自由であるとされる。絶対的とは、つまり、自らのものと規定された権限領域においてだけでなく、全ての利害領域において自由ということである。なぜなら、諸民族が権限の一部分において自由でないとすれば、そこにおいて

は国家臣民ということになるためである。とすると、国家臣民であることと、民族の自由との間でいかにして折り合いをつければよいのだろうか？　ここで生じている問題は、そもそも、自由と民主主義の本質にかかわるものである。広く普及し、誰にでもよく分かる言い方をすれば、民主主義は強制的な命令がなく、個人に対する制限が全く存在しない状態と理解される。制限が全く存在しないときには、個人は真の主権を持ち、個人が常に屈服し拘束される場合には、奴隷状態ということになる。だが、こうした考え方が支配的なのは、アナーキズムにおいてであり、完全な無制限性や国家からの絶対的な自由はアナーキズム的な自由の概念である。

個人に適用されているこうした考え方は、国家における社会集団に対してもしばしば用いられており、一見したところそれは正しいように思われる。基礎自治体、県、領邦は国家に先行しており、国家よりも先に立ち、場合によっては国家から完全に自由な権利を享受するとされる。そこで、こうした領域団体が可能な限り国家から自立し、分離するとき、民主主義が実現するとみなされる。そして、こうした形態の民主主義、すなわち「団体の自由」はラテン系諸国 (Mitteländer) においてすら優勢となっており、価値のあるものと思われている。ただし、

今日のフランス学派においては、民主主義はもっぱら個人の自由としかみなされていないけれども（ルソーとブルードンは除く）。「団体の自由」という誤った形の民主主義は、領域的な団体や共同体だけでなく、宗教や民族に対しても適用されている。この見解によれば、いつでも離脱可能な各団体の自由な結合として国家が捉えられており、各団体はその意味で主権的である。それぞれの団体は完全に、あるいはほぼ完全に国家からの自由を保持している。そうした留保の事例については、国法史上において良く知られている。上位権力の決定をいつでも無効とする権利、すなわち無効権 (Jus nullificandi) と自主的な決定によっていつでも共同体から離れる権利、つまり分離権 (離脱権 *Jus secedendi*) の二つである。我々の議会では、この見解は妨害とボイコットという二つの方向性として現れた。しかし、そのいずれもが論理的帰結まで徹底して考えられていない。まず議事妨害は、多数派による議決を前もって無効にするものとして理解され、戦争前、我々の国で当然の権利とみなされるようになったものである。もう一つの議会ボイコットは、同じ民族に所属するすべての議員が議場から退場し、分離の意思をほのめかすことによって、多数派の議決の道義的拘束力を明確に否定するものである。彼らの考えによれば、議会で使われるこう

した武器は、国家からの民族の絶対的な自由を要求するものである。この要求は、国家における自由を意図するものではなく、国家からの自由を狙ったものであり、今日の国際法で人類の通常状態とされる諸民族のアナーキー的な並存状態が、多民族国家の内部においても存在しているという前提に立つものである。国家と個人の関係と同様、諸民族と国家の関係においても、アナーキーと民主主義が明確に区別されるべきである。

民主主義は、多数の人間を一体性を持つて行動する存在へと結び付ける試みでもある。ここで問題なのは、集団の一体性であつて個々の人間ではない。民主主義は組織を生み出し、その組織の中に個々人を位置づけようとする。そして、民主主義は組織の利益を重要視し、その利益に従つて規律、すなわち従属と犠牲を個々人に対して求めることになる。故に、民主主義はアナーキーの対極に位置するものであり、主権を持った個人というものはその目的でも手段でもない。それと同じことが諸民族の共生に関しても妥当する。民族にとつて民主主義は茶番であつてはならず、基礎自治体、県、領邦が歴史の過程の中で国家に組み込まれていったのと同様、民主主義によつて諸民族はより高次の共同体 (Gemeinwesen) へと組み込まれることになる。個々人、個々の基礎自治体、領邦、民族が、自らが自由で

あり、何の法律も、何の統治権力の存在も認めないと主張する時に、議会へ代表を選出し、彼らに立法行動を任せてしまうのは、明らかに不条理であらう。民主主義的な議会や責任を持つた政府が存在するとすれば、組織の必然として従属が前提とされるのである。政治思想においては、民主主義が何度もアナーキーとすり替えられていることは良く知られている。ブルジョア自由主義は、両者の混同から完全に自由にはなっていない。ブルジョア自由主義において、国家が強すぎるとか、国家が我々を奴隷にしているという悲鳴がしばしば聞かれるのはその証拠である。

民主主義が屈服と強制を必要とするのであれば、それはどの程度までが自由な体制として許されるのか？ その時、民主主義というのは自由ではないということなのか？ 共同体のそれぞれのメンバーが自らの主権的な意思に従つてそこから離脱できないとすれば、また、メンバーに対する何らかの強制措置を拒絶できず、無効であると主張できないとすれば、そのメンバーはなおも自由であるといえるだろうか？ ここで問題になつてゐるのは、政治的自由と呼ばれる自由であり、アナーキズム的な自由とは全く違う概念であることは明らかである。

どのような共同体も、一定の共同体目的に限定される存在で

ある。共同体は、限られた行為においてのみ、統治のために服従を要求することになる。今日の公法においては、まず第一に国家から自由である領域が確保されており、そこには法律や権力は介入できず、その領域において個々人は公民ではなく人間として通用する。フンボルトの言葉を使えば、全ての憲法は、国家権力の境界確定によって個人が国家から絶対的に自由となる領域を確保することを見込んでおり、その圈内においては、個人は自分以外のものに対して何らの責任を負わないこととなる。これがいわゆる「人間としての権利 (Menschrechte)」に他ならない。個々の共同体は、自らが持っている目的を厳密に規定し、国家外の領域、アナーキー的自由、および個人の自治 (Autonomie) を厳格に守ろうと努力している。民主主義にとつては消極的な意味しか持たない個人の自治、すなわち「人間としての権利」は、共同体の外側、および民主主義の外側に位置するものである。それに対し、政治社会における自由、すなわち政治的自由は、アリストテレスの言葉によれば「一部は支配の中に、一部は従属の中に」存在している。つまり、それは支配を担い、政治社会が課す負担と犠牲を担うことの内に存在しているのである。

故に、政治的自由は、個人が国家構成員であるというだけで

はなくて、国家機関でもあるという点、国家機関であると同時に臣民でもあるという点、の中に存在する。国家臣民としての個人は税金を納め、国家機関としての個人はそれを承認し、徴収する。臣民としての個人は徴兵義務を果たし、国家機関としての個人は戦争と平和に関する決定、並びに軍事力の行使についての決定を行う。能動的市民と受動的市民とのバランスによって政治的自由の程度が決定されるのであり、支配と従属への関与が調和していることが民主主義における政治的理想なのである。民主主義においては、市民としての権利と義務が重要視されるのであり、アナーキストの合言葉である「人間としての権利」は大きな意味を持たない。市民としての義務は共同体への奉仕であるのに対し、能動的な市民としての権利は、共同体の支配への参加である。民主主義的な政策とは、市民としての権利と義務を全ての人に同等に分配しようとする政治的努力である。主権を持った個人のアナーキー的な並存ではなく、同等の権利と義務を持った個人の共同体、すなわち、秩序づけられた編成が民主主義における自由の理想状態なのである。こうした個人と国家との関係は、諸民族と多民族国家との関係についても当てはまる。

ナシヨナリストは、国家から自由を獲得し、かつ主権を持つ

た諸民族の並存が民族の自由であると理解している。この意味において、諸民族はお互いの結びつきを好まず、より高次のものに編入されようとはしない。諸民族は、たとえ周りの世界を一種の荒野に変えることになろうとも、アナキー的な非結合性を保持しなければならぬと彼らは思いこんでいる。民主主義を通して、個々人が共同体へと結びつけられるのと同様に、諸民族もまた民主主義によって、支配、従属、および集団としての目的に関与し、有機的な結合をすることが必要である。諸民族が結合する共同体を想定できない多くの民主主義者たちは、不正や暴力に対する支持を表明し、主権を持った民族ごとの国家を人類にとって唯一可能な秩序とし、その偶像に固執することによって、アナキズムに門戸を広く開けようとしている。政治的自由の考え方と両立する多民族共同体 (Volkergemeinschaften) は、可能であり、是非とも必要である。むしろ、多民族共同体は、より高次の段階において政治的自由を具現化したものである。

とはいうものの、多民族共同体もまた、他の人間組織と同様、共同体目的によって制限を受ける。国家がそれ自体として個人を否定するのではなく、国家秩序の領域とは別に、個々人の自由の領域、いわば国家から自由な「人間としての権利」を設定

するのと同じように、多民族同盟 (Volkerverband) もまた必要最低限の問題を扱い、それ以外については、諸民族の権利として多民族同盟からの自由を認める。社会主義者が「民族自治」というときには、なによりこうした独自の権利の自由な領域を意味している。それぞれの協会 (Verein) がそのメンバーとして独立し自律的な個人を前提にしているのと同様、多民族同盟もまた、独立し自律的な民族を、公法上の人格としての民族を、公法権力の担い手としての民族を、団体としての一体性を持ち、より大きな全体と結びつく民族を前提としている。すなわち、諸民族は概念的には、連邦国家における国家構成要素 (Gliedstaat) となる。オーストリアを多民族連邦国家の体制に移行させることが、我々のブリュン綱領における要求なのである。これは、民族自治の思想における論理的な帰結でもある。

ヴァイルヘルム・フォン・フンボルトは、自身の有名な著作の中で「国家権力の境界」設定を試みている。「超民族的な」国家と「民族」自治との境界線を定め、民族としての権利の内容を確定することは、オーストリアの将来像を描こうとする人間にとっては避けて通れない課題である。さらに、共通の支配への参加と共通の義務を負うこととの境界を設定し、民族に市民としての権利を与えることによって初めて諸民族のもとの民

主義が実現される。

能動的・公法的集団としての民族は、国家から自由であり相互的な自決権を行使できる領域と国家機構としての領域という二つの権利領域にまたがって存在する。後者においては、民族は地方権力と中央権力の双方の支配に参加し、他のすべての民族とともに統治することによって、民族としての共同決定権を行使することになる。自決権 (Selbstbestimmungsrecht) の領域は、より厳密な意味では民族自治 (nationale Autonomie) の領域である。この言葉を法律学で使われている意味で厳密に捉えれば、自治というのは多民族国家において民族が持っている権利の半分ではないことが分かる。比喩的に言えば、人間としての権利は持っているが、市民権はまだ持っていない状態である。多民族国家における民族の政治的市民権は、まず第一に一定の比率に基づいた共同決定によってたらされる。この共同決定は、法的には自治 (Autonomie) ではなく、「不可分の部分に対する共同支配 (condominium pro parte indivisa)」、すなわち、不可分の手への共同支配である。ブリュン綱領で言及されている民族自治は両方の権利領域を含んでおり、政治的綱領として民族自治と一定の比率に基づいた共同支配の双方を包摂している。こうした民族の法的地位については、個人の法的地位から

の類推によって完全に理解できる。民族が能動的・公法的集団として一定の比率に基づいた共同決定権を持ち、国家における共同統治に参加するとき、その民族は初めて多民族国家において政治的自由を持つことになる。単純な民族文化団体 (Kultur-genossenschaft) を考えるだけでは不十分なことがこうして明らかとなる。民族の権利が秩序に組み入れられていない今日においては、オーストリアの諸民族はそれぞれ議会の妨害とボイコットを正当化する口実を常に行っていることも我々には明らかであろう。とはいえ、政治的民主主義はそれ自体の中に必然的に二つの基本的要素を包摂していることをはっきりさせねばならない。つまり、機関と臣民の二つである。国家 (Staatswesen) が民族に対して機関としての完全な権利を保証するならば、民族は自らが臣民であることを認めねばならない、つまり、無効権 (Jus nullificandi) と離脱権 (Jus secedendi) を断念しなければならぬ。それは、議会における妨害とボイコットを断念することでもある。もし、諸民族がこうした義務を負うことを拒絶すれば、国家権力もまた民族に共同決定権を認めることを拒否し、民族と多民族国家との法の絆は失われ、むき出しの権力闘争が生じることになる。そうした国家と民族の關係は、ある種の戦争に似ている。こうした状態は法以前の問題であり、

直接的には我々の研究対象ではないけれども、こうした状態が生じうるといふことは、民族と政府のいずれにとつてもひとつの警告となつてゐる。一方で民族が臣民としての義務を負ひ、他方で国家権力が民族に対して自決権と共同決定権を与える義務を負うといふことは、セットであり、どちらか一方が欠けても価値と有効性を失ふことになる。こうした観点から見ると、オーストリア政府と同程度に、諸民族にも戦争状態を引き起こした責任がある。今日、責任問題を論じる際に、政府か諸民族の一方にのみ責任を負わせるほどひどい間違いはないであらう。新たに民族の権利を創設し、諸民族と国家、全体と部分の双方がそれにふさわしい部分となるような法秩序を生み出すことによつて両者から問題の根を取り除くことこそ肝要である。

我々は、将来実現すべきオーストリアと現実との距離がいかに遠いか、またそうした距離の存在を否定したり、小さく見たりすることは危険で愚かなことではないといふことを良く知っている。しかし、そうだからといつて、ロシアのツァーリ支配や西側における帝国主義的な支配が「民族の自由」にとつての理想であると勇氣を持つて主張する人々に同調することはできない。むしろ、オーストリアこそが普通選挙権への改正によつて「民族の自由」に近づきつつあると主張すべきである。また、

民主主義的な感情から、多民族国家がそれ自体ナンセンスであると信じてゐる者に対しては、民主主義的な多民族共同体はそれ自身可能であり、反動ではないと言ふに留まらず、それどころか来るべきインターナショナルの必然的な前段階であること力を込めて主張せねばならない。

オーストリアの諸民族が共同生活を営むための法律を見いだすことが肝要である。その前には、多くの困難と苦勞が控えている。だが、それを見いだすことに諸民族がより真剣に取り組むようになり、他のことに氣を取られることが少なくなれば、この難しい仕事に成功するであらう。

### 第三〇節 民族の統一性

受動的な言語・文化共同体から覚醒した自己意識および成熟した全体意思へと至る新たな過程において、民族を行動主体へと転換させるといふ歴史的発展のプロセスは、民族の自由だけでなくその統一性をも目指すことになる。民族が主体として行動できるためには、それが統一性をもつた能動的民族集団 (Volkheit) となる必要がある。何百万といふばらばらの個人が、世界史を変えるような大きな行動単位へと変わる進歩は、

人類史において最も注目すべき典型的集団形成プロセスの一つである。そのプロセスは、二つの方向性を伴った統一性を生み出す。第一に、そのプロセスは、ばらばらな個人を一つの法的な人格へと統一し、それに明確な法的地位を与える。それによつて民族は国家へと転換するか、少なくとも国家と同等となる。ただし、それは一つの集団的存在から二つ、あるいはそれ以上の国家的統一を生み出す可能性を排除するものではない。こうした複数の統一性は、民族の自決権や共同決定権の担い手であり、その統一化過程における法的側面は、実質的には国家内部での、および国家をめぐる民族の歴史的闘争として現れる。民族理念は絶対主義的・等族的国家体制に勝利し、国家という枠の中において近代的な民主主義を創出した。また、その同じ統一性への動きには、もう一つの意味が含まれている。民族的な思考においては、民族構成員全体の統合は歴史的な国家領域や一時的な居住地域とは関係なく行われる必要がある。故に、「ドイツ語をしゃべる限り」、その人間はドイツ人ということになる。ここでは、統一性は不可分の全体として理解されている。民族は全体としてまとまっていなければならず、民族共同体の外部に取り残された民族があつてはならないのである！民族のメンバーであるという感情が言語を通じて同じ文化共同体に

属している人びとの心をつかみ、取り囲む。さらには、その感情が歴史のある時点において民族国家の先駆形態と結びつき、隣の民族の領域を侵害してでも境界線を引きたいという欲求が生み出されるのである。民族の全体性への必要がブルジョアの時代において最も強力な政治的動力となり、それがヨーロッパの地図を作り替えたのである。

民族統一という理念は、最初はおそらく、特定の民族がまとまって居住している地域において生じ、それまでの小規模国家や地域ごとの分裂を克服することによつてその統一を単純に獲得しようとしたのであろう。この理念が生成される過程においては、自足し、かつまとまった定住地域で民族は満足していたところが、こうした統一が実現され、歴史において威厳ある権力として登場すると、この統一理念は、よその国家に編入された領域において通常よりも何倍もの情熱をもつて受け入れられることになる。オーストリアのイタリア人が手本となり、イレデントと呼ばれるものが世界中で確実に生じてきている。回復されるべき領土（*Terra irredenta*）、つまり救済されていない領域は、切り離された民族の切れ端であり、それを取り返そうとする民族統一への衝動が領土回復運動（イレデントイズム）という政治運動として現れる。こうした衝動は、いつでもどこで

も識閥を超えたり、単なる思想から政治的意思や政治的行動に転換したりするものではないが、自然の性質として与えられ、無意識の中にまどろんでいるものである。ドイツ系、イタリア系、フランス系のスイス人のように、国家に所属しているという感情が領土回復運動（イレデンティズム）の感情を無意識の中に押し込めている場合には、こうした動機を強力な反対動機によって完全に押さえ込むことが可能である。ベルギーのフランス人やオーストリアのドイツ人のように、フランスやドイツから切り離されてはいても、自らの個別国家の中で優位を保っているような民族は、代替物であるその国家の中に居続けることができる。というのも、自らの存在が国家によって安全に守られており、領土回復運動（イレデンティズム）を意識的に放棄することができるとのである。だが、そうした政治的反対動機は、イレデンタへの動機を意識の中で根絶するほど強くなることは決してない。歴史的運命が変わると、時によって統一への衝動が再生し、支配的な動機へ転換するのである。

また、言語島へとばらばらになった民族の破片や断片的な人植地、あるいは世界中に離散したいわゆるディアスポラにおいては、民族所属の感情が異なる方法で生じる。こうした集団では、民族の独自性への情熱的な愛着と民族の独自性を放棄する

という姿勢との間で感情が揺れ動くことになる。こうした立場におかれた民族の対応の仕方は、民族感情の保持をとってみても、あるいは、新しい環境に対する一致（同化）をとってみても、きわめて多様である。アメリカ合衆国という土壌は、すべての民族の圧倒的多数がアングロサクソンに民族的に一致するという同化の例を示している。

民族の大きさと権力を決定づけるうえで、どれだけのまとまった定住地域（本国 *Motherland*）を持っているのか、そして、どれだけの外地や離散の民（ディアスポラ）を持っているのか、という点が有する意味は小さくはない。ただし、歴史的には民族の絶対的な大きさだけでなく、地表に占める表面積や位置も非常に重要である。有利な空間的配置により、数のうえではあまり大きくない民族が、数が多いながらも不利に配置されている民族よりもずっと大きな権力を世界で持つことができる。ヨーロッパにおける諸民族の位置は、一五〇〇年前にもそうであったように、元々の土地配置によって決定されている。民族の地理的分布に関する非常に詳細な調査が示しているように、ほぼ五百年の間、言語境界は本質的に変化していない。これは明らかに封建的な土地所有制度の固定化が原因である。もちろん、過去一世紀には資本主義的な経済発展により、人々は土地

から切り離されるようになった。いわゆる国内移動は、基本的

には歴史的な言語境界を変化させるところまではいかなかったが、少なくとも、他から孤立した新しい言語島、新しい入植地、新しい分散を生み出したのであった。それよりも強力な影響を及ぼしたのは、アメリカや東インドへの航路の発展によつてもたらされた絶え間のない海外への移住であつた。この移住が西側や東側の海岸への真のヨーロッパ諸民族の大波を生みだし、野蠻と未開の地における新天地に新たな植民地をまず生み出したのである。ヨーロッパの諸民族の中では、まずスペイン人が、次いでオランダ系、さらにはフランス系、最後はアングロサクソン系の人種が世界へと飛躍的に拡大していった。こうした拡大はそれらの諸民族の運命を決するほどの意味を、いうまでもなく運命を好転させる意味を持つことになつた。というのも、この純粹な植民活動の後に、商業を目的とした植民や工業活動のための植民が続き、民族の経済領域が格段に広がつたためである。こうした拡大こそが、個々の民族に見られた民族理念を世界支配への歴史的使命感へと変化させたのである。かくして、絶え間のない成果によつて、アングロサクソンは世界支配の使命を帯びているという共通の意識を持つようになつた。まだ生まれて日の浅いロシア人の民族意識もこれとあまり大差のない

である。

イギリス人やロシア人は自らの民族的発展において非常に有利な状況にあつた。というのも、前者は制限のない広大な海によつて囲まれ、後者には抵抗を受けることのない広大なステツプが広がつており、両者ともに自らの拡大において何らの制限も受けなかつたからである。すべての民族がこれ程幸運であるとは限らず、自らのおかれた位置によつて何らかの歴史的不幸を引きずつているものも少なくない。それが民族と呼べればの話であるが、ユダヤ人はそうした不幸を背負つた例である。こうした見方をすれば、ドイツ人もまたヨーロッパにおける不幸な民族に属することになる。ドイツ人にとつての境界には、誰も定住していない土地や制限のない自由な海は存在せず、すべて古くからあつた文化的領域に隣接している。さらに、ドイツ人のように民族集団（Volkstamm）の大きな部分が他の国に散らばつていような民族は世界には存在しない。ドイツ民族は、オーストリアに一千萬、ハンガリーに二百萬、スイスに三百萬、バルト地方に五十萬、ヴォルガ河地域、ベッサラビアやその他のロシアの地域に十萬以上の同胞を抱えている。さらに、アメリカの土地においてアングロサクソン系の人種に同化した数百万のドイツ人や、概してスウェーデン人、ノルウェー人、デンマ

ーク人やオランダ人と見なされている数百万のドイツ人がいる。容易に同化・一致できるという才能や、自分たちが住んでいるそれぞれの国家に対して自発的に身を捧げると言うドイツ人の態度は、明らかに人間的、政治的には尊敬に値するが、民族的な面から見れば不利な特性である。故に、ロシアに住むドイツ人やハンガリーに住むドイツ人は自らの民族とは違う国家に対してはるか以前から忠実であり、世界の他の民族に比べればはるかに領土回復運動（イレデンティズム）に向かう傾向が少ない。

諸民族の置かれた位置に関連して、彼らが同化に向かうのか領土回復運動（イレデンティズム）に向かうのかという相違は、多様な民族性格を決定づける大きな要素となるだけではなく、世界における民族の事実上の立場や権力にも影響を与える。だが、この相違だけがすべてを決定するわけではない。民族の統一という理念は、強固で克服困難な、あるいは克服不可能な障害に至るところでぶつかる。歴史的に見れば、民族文化の共同体よりも強力な推進力が明らかに働いている。拙著『オーストリアの刷新』第一巻、三〇頁で述べたように、今日においても尚、国家は第一義的に軍事共同体として理解されるべきであり、海岸、山、川のようなものによって提供される軍事的な防衛線

が今もなお国家の境界を決定しているのである。ただ、こうした国家を形成し境界線を決定づけるような要因は、今日ではすでに歴史の一部となつてしまっている。今日、国家の拡大と境界線の決定をもたらしめているのは根本的には経済活動であり、今日における国家領域は一体性を持った経済領域とほぼ一致している。軍事的、経済的必要は一方では、民族の多様性にもかかわらず地表のある部分を結びつけ、他方では、民族の定住領域を分断するのである。民族にまして経済が優位を獲得しているのである。今日では、言語ではなく経済が国家を形成している。経済が民族の運命を決定するようになり、ある民族を高め、ある民族を低め、ある民族に対しては世界権力の緋色の衣を包み、ある民族からは独自の国家を奪う。そして、こうした運命こそが、ある民族をして大胆前進への冒険心をかきたて、別の民族を見込みのない絶望的な防衛へと駆り立てるのである。こうした競争の中では、統一への努力は民族によって非常に多様な形をとることになる。大きな民族であれば、世界的に強い立場をとることができるため、小さな部分が削られていても深刻なものとは考えない。それに対し、小さな民族の場合には、統一された権力も自民族の生存を担保するには弱いため、最後の一人に至るまで自らの共同体に組み入れることがどうしても

必要となる。こうした事情が、チエコ人が自らの離散の民（ドイツポーラ）を獲得することになぜあのように情熱を燃やすのか、そしてハンガリーのスロヴァキア人との合併をなぜ諦めないのかを説明している。故に、小民族においては、民族統一の理念が優勢であり、当然、民族の自由の理念よりも強いのである。

時に、あるいは長期的に、小民族は自民族の大きさと統合を獲得するために、主権の制限に甘んじることがある。その点で、民族の統一と自由の間に対立が生じることが稀ではない。ロシアのポーランド人は民族の統一を獲得したいがために、ツァーリズムの下での抑圧に屈服しかけていた。ロシア人のブルジョアジーは戦争の突発に際し、民族の拡大のために民族の自由を放棄したのであった。それぞれの民族において、それぞれの歴史的局面でこうした対立が存在しており、特に戦時においては、この対立が解決しがたい根本的な重圧となる。ドイツ帝国の民主主義は脅しと約束の下で——ドイツ帝国が再び「ドイツのフェルカーシャフト」[古代ゲルマン人の小規模な国家的結合体]に「解消されてでも共和主義的な国家形態を実現しようとするのか」という明らかに統一か自由かという二者択一の選択において——まずは統一を優先させたのである。こうした決定は、カントの思想（永遠平和についての彼のパンフレットを参照）

と完全に一致している。「故郷における最悪の専制の方が他民族による支配よりもまだましである。というのは、前者は克服することが可能であるのに対し、後者は民族が没落する危険を持つているためである。」こうした見解が真実の多くを語っているのは確かであるが、完全に正しいものではない。

我々がここまで述べてきた事実は、それが法（*Recht*）にとつての土台である限り、我々にとつての関心対象である。ここでも、我々にとつての問題は次の通りである。民族統一を実現し、あるいはその理想にできるだけ近づくためには、諸民族に対してだけの支援を法律によって行えばいいのであろうか？

この点においては、今までのところ、民族国家を実現することは最上の支援であり、それぞれの民族にとつての最高の要求である。少なくともまとまった地域に定住し、かつその地域が適切な軍事・経済領域でもある場合の民族にとつては、その点は自明のことである。こうした幸運なケースは、北方の諸国家に当てはまるし、一つの国境を除けばフランスについても当てはまる。だが、まとまった地域を単位とする民族国家が統一理念の実現にはつながらないような民族も存在する。なによりもまずこの種の民族に属するのはドイツ人である。ドイツ人の民族国家は、ピスマルクが生み出したような境界構成以外の形では、

軍事的・経済的にはほとんど不可能であった。だが、この民族国家は民族の統一という要求を全く満たしていない。もっと狭い領域であるが、オーストリアのドイツ人もこのドイツ人と同じような立場にある。オーストリアのドイツ人たちが、自らが住む諸領邦を単一の民族国家に改編しようとすれば、多くの価値ある外部の領域と居住地を放棄しなければならないであろう。ブラハやブリュンに在るドイツ人だけでも、アルプス地域の諸領邦に住むドイツ人よりも経済的・文化的にはるかに重要なのである。オーストリアハンガリーを主権を持った別々の民族国家へと解体すれば、ドイツ人の統一に対して与えた一八六七年の二重主義という深刻な打撃をさらに数倍して再現することになる。この二重主義は、トランシルヴァニアのザクセン系ドイツ人のように、何百年も継続してまとまった地域に定住してきた二百万のドイツ人を帝国の残りのドイツ人と切り離し、ハンガリーという違う言語を使用する民族国家に合併させてしまったのである。もちろん、こうしたドイツ人は民族として没落したわけではないが、政治的には力を奪われてしまった。ドナウ帝国という以前の多民族帝国 (Nationalitätenreich) を一八六七年のアウスグライヒによってドイツ人のオーストリアとマジャール人のハンガリーといういわゆる二つの民族国家へと区

分するという試みは、ドイツ人にとっては有利なものではなく、深刻な損害であった。ここまで見てくれば、少なくとも民族の統一に関しては、民族国家というのが必ずしも最高の理想ではないことがよく明らかとなる。一八六七年にもっと巧みな国家技量が存在したか、あるいは、より望ましいことに、帝国全体の枠内において一八四九年のクレムジールの憲法案が実現されていたと仮定してみよう。そうすれば、フォアアルベルクからトランシルヴァニアのブルツェンラント〔現ルーマニアのツァーラ・ブルセイ地方、中心城市はブラシヨフ (独語名クロンシュタット)〕まで、ゴツチエー〔現スロヴェニアのコチエヴィエ〕からツイブス〔現スロヴァキアのスピシユ〕まで、フリートラント大公領から帝国直屬領であるバナトのドイツ人区域に至る全てのドイツ人のガウ「地区」は自ら民族的な独立性を保持し、お互いに自由に結びつくことになったであろう。そうすれば、首尾一貫した形で実現された多民族国家によって、オーストリア・ドイツ人は考えられうるいかなる形の民族国家よりも民族統一の理想に近づくことができたであろう。ここでは、帝国内のことについて明らかにしたが、同じことはヨーロッパ全体のドイツ人の立場についてもいえる。従来の国境ではなく、民族自治を基盤としたヨーロッパ大の同盟が実現したと

いう大胆な仮定を行つてみよう。その時、ヨーロッパのドイツ人は権力の三分の二しか代表していなかつた民族国家というものを全く持たないことになる。その代わり、ベルト海峡「デンマーク」からアドリア海やザンクト・ゴットハルト「スイスのサンゴタール峠」まで、フリース諸島からヴォルガ河流域や黒海に至るまでの全てのドイツ人は完全な統一を実現することにならう。ドイツ人のなかでも特にドイツ帝国の人びとが数十年にわたつて陶醉してきた民族国家への発展というのは、明らかに最良の解決方法ではないし、我々のいう民族発展にとつて決定的なものでもない。民族自身が民族国家においてよりも、多くの権利を獲得できるような高度な国家形態が存在するのである。その中で、民族は最高の統一と最高の自由を獲得できる。ただし、この自由はアナキー的なものではなく政治的な自由である。

ヨーロッパの諸民族にとつては、こうした新しい展望を導き出すことが非常に重要である。今日それが可能ならば、ヨーロッパの平和はより容易に実現できるであらう。同じ地に住む複数の民族がこうした点を理解するならば、オーストリアにも大きな救いがもたらされるであらう。チエコ人は領邦、あるいは複数の領邦を民族国家にしようとする多くの力を浪費している。だ

が、その努力はきわめて頑強なドイツ人の反発に会い、自分たち自身の経済領域を危険にさらしているので、チエコ人がそれを実現できることは決してない。もし、チエコ人が、自分たち自身で最終的に獲得した経済領域、すなわち帝国全体をドイツ人と合意して単一の多民族国家に改編するという考え方を思い切つて持つようになれば、フルト「現ドイツのフルト・イム・ヴァルデ」からカッシャウ「現スロヴァキアのコシツェ」に至るチエコスラヴ人（*tschechoslawische*）という人種をすべて含んだ統一が実現できるであらう。チエコ人の帝国統一への努力と自由独立への努力は、今もなお、互いに激しく対立しており、さらには支配階級が持っている帝国主義的な夢によつて途方も無く混乱させられている。

最近になつてもつとも熱狂的に民族統一への努力をしている南スラヴ人についても同じことがあてはまる。それぞれの民族に見られるこうした止め難い衝動は、彼らにはきわめて容易に理解される。というのも、国家や地方の境界によつて、民族としての生きている体が政治的に四分割されているからである。つまり、オーストリア、ハンガリー、クロアチアとスラヴォニア、ボスニアの四つの場所に南スラヴ人が存在している。これだけではなく、この同じ民族がセルビアとモンテネグロという

さらに二つの王国を形成しているのだ！ 定住地域がまとまっていること、そこにおける民族の経済領域がその定住地域と重なっていることを考えれば、この民族は今すぐにでも民族国家を実現できるかもしれない。だが、この民族は北西にも南東にも外部地域、言語島、入植地を持つている。したがって、この民族もまた、大きな多民族国家を基盤とすることによって、いかなる形の民族国家よりも大きな発展可能性を持ち、いっそう包括的な統一を見いだすことができるのである。

そのうえ、我々がここで明らかにした真実をなおも印象深くするような発展傾向が、現在において強まってきた。我々は経済領域が拡大する時代に生きているのだ。すべての国家を飲み込もうとする世界経済への衝動の中では、最大で最強の経済領域を体现する国家が最後まで生き延びてであろう。

半世紀前においては、自立したボヘミア (Böhmen)、ハンガリー、セルビアがおそらくは世界政治における理想であった。ところが、今日では端から端まで急行列車で一日もかからないような大きな国家は、世界経済の秩序を担う力を持つことができない。今日では世界経済を担うことのできる国家も明日にはそうでなくなってしまうであろう。発展を制限されている諸民族のために、こうした発展を先取りし、多民族を包括する大

きな全体にまとめること、それに向けての法的支援こそ、多民族連邦国家に他ならない。

### 原注

(1) もちろん、国家行政は自らが権利を与えていない種類の非組織的な集団 (Verband) についても、関わりを持っている。というのも、それらに対しても人格としての資格を与える必要があるためである。イエリネックは、こうした権利能力 (Rechtsfähigkeit) を持たない形成物を受動的公法団体 (passiv-öffentlich-rechtliche Verbände) と呼び、行為能力 (Handlungsfähig) を持ち公法の担い手である能動的公法団体と区別した。こうした違いは我々にとってもいずれ意味を持つであろう。

(2) いわゆる内容上の意味における法律 (Gesetze) である。

(3) いわゆる内容上の意味における法令 (Verordnungen) である。こうした区別は法規定 (Rechtsvorschrift) の内の性質によって行われており、その意味で内容上の区別ということができる。形式上は議会の立法によって制定されるものが法律、行政によって指令されるものが法令とされる。従って、法律と呼ばれているものの、官庁にしか関係を持つておらず、実際には法令であるものが数多く存在する。

訳注

[1] フィッカー (Adolph Ficker, 1816-1880)。モラヴィアのオロモウツ生まれ。帝國統計局に所属する学者としてこの国際統計学会に参加している。彼自身は、民族性を判断する基準として家庭語 (Familiensprache) を提唱していた。母語による統計においては、自由意思に基いて他の言語を使うようになった者とそうでない者との違いを区別できないという理由で、また、日常語による統計では社会的に優勢なドイツ語とハンガリー語の比率が高くなる傾向があるという理由で彼は反対した。

ケーレティ (Karl Kalotai, 1833-1892)。ハンガリーの統計学者。彼は、民族性を判断する唯一可能な指標として言語を挙げ、特に母語による統計を提唱した。なお、この意見は一八八〇年に行われたハンガリーの人口統計において採用された。Emil Brix, *Die Umgangssprachen in Österreich zwischen Agitation und Assimilation, die Sprachensstatistik in den zisleithanischen Volkszählungen 1880 bis 1910*. Wien, 1982, S.92-96.

[2] ヘルリット (Rudolf Hermann von Hermitz, 1865-1945)。行政法学者。一八九九年の著作 *Nationalität und Recht* などにおいて個人の申告に基づく民族台帳の作成を主張した。Robert A. Kann, *The Multinational Empire, Nationalism and National Reform in the Habsburg Monarchy 1848-1918*.

New York, 1950, vol.2, p.152, p.345, n.189, 等を参照。

[3] モラヴィア領邦議会において一九〇五年に大土地所有者の中央党の仲介の下で成立したドイツ人とチェコ人との妥協。これにより、既存の選挙クーリエに民族クーリエの区別が追加される格好となった。つまり、大土地所有者クーリエについては従来通りであったものの、商業会議所クーリエ（一部例外あり）、都市クーリエ、農村クーリエ、そして今回新たに設置された男子普通選挙クーリエのそれぞれがドイツ人部門とチェコ人部門に分割されたのである。結果として、全一五一議席の内、最低四〇議席がドイツ人に、七三議席がチェコ人に保証されることとなったが、国勢調査（一九一〇年）における日常語の申告では、二七・六二%がドイツ語、七一・七五%がチェコ語であったことを考えると、依然としてドイツ人に有利な制度であったということができるだろう。なお、民族クーリエには拒否権が与えられておらず、両者が対立した場合には、大土地所有者クーリエが調停役を果たすものと考えられていた。また、選挙制度改革に付随して教育委員会もドイツ人部門とチェコ人部門とに分割されている。Jiř Kořalka, *Češi v Habsburské říši a v Evropě 1815-1914, sociálněhistorické souvislosti vyvážení novodobého národa a národnostní otázky v Českých zemích*, Praha, 1996, s.168-173. (Tschechen im Habsburgerreich und

in Europa 1815-1914. München, 1991. S.159-164), Gerald Storz, *Die Gleichberechtigung der Nationalitäten in der Verfassung und Verwaltung Österreichs 1848-1918*. Wien, S.213-228.

[4] ゲーテの「ファウスト」からの引用。日本語訳は『ゲーテ全集』第二巻（人文書院、一九六〇年）、大山定一訳、一七頁による。

[5] チェコ（ボヘミア）国権（Staatsrecht）は、聖ヴァーツラフ王冠の下にあるチェコ諸領邦（ボヘミア・モラヴィア・シレジア）の一体性と、そこにおけるチェコ人の権利を求めるものであり、基本的にはチェコスラヴ社会民主党以外のすべてのチェコ勢力によって要求された。ただし、この国権には大きく分けて二つの意味があり、そのどちらを強調するかは主張するグループや時期によって異なっていた。

第一の意味は、「歴史的権利」としての国権であり、貴族や老チェコ党を中心とする穏健派によって主張された。本来、「歴史的権利」はマリア・テレジアやヨーゼフ二世の中央集権化によって奪われた貴族特権の復活を意味していたが、一九世紀後半においてはチェコ諸領邦の自治を求める根拠として用いられた。

第二の意味は、一八四八年革命の時に初めて定式化された「自然的権利」としての国権であり、主として青年チ

ェコ党を中心とする急進派によって主張された。これは「歴史的権利」に基づくチェコ諸領邦の一体性を前提としながらも、「自然的権利」に基づく民族の自治を要求するものであった。「自然的権利」とは、民族の言語や文化を保持する権利と民族に属する全ての人々が意思決定に参加する権利、すなわち普通選挙権を指すものであった。この点については、例えば Otto Urban, „Die tschechische Frage um 1900“, *Österreichische Osthefte* 32-3 (1990) S. 427-438. を参照。

[6] 一八八二年一月九日に、後に汎ゲルマン主義者となったシェーネラーや後に社会民主党的指導者となったV・アートルラーを含むドイツ人の若い世代によって起草された綱領で、ドイツ人の地位を守ることを主眼としていた。これによると、ガリツィアやブコヴィナといった非ドイツ人地域をツイスライタニアから切り離してハンガリーに編入させ、そのうえで、ドイツ語を公用語とする一つのドイツ人国家を形成することになっていた。ただし、これはハプスブルク帝国の解体を意図したのではなく、ドイツ帝国との結びつきも関税同盟に限られていた。このリンツ綱領は、オーストリア・ドイツ人の政治的主張において民族主義の比重が強まってきたことを示すものとして重要である。Klaus Bechtold (Hrsg.), *Österreichische Parteiprogramme 1868-1966*. Wien, 1967. S.198-

203.

〔7〕帝国議会上院の選挙においてクローリエ制度が撤廃され、男子普通選挙が実施された。